

令和7年度生活支援体制整備における圏域別意見交換会
生活支援コーディネーター活動サポーター派遣事業 実施要領

1 目的

高齢者が住み慣れたところで自立して生活ができる体制の整備を促進するためには、社会参加や介護予防、地域でお互いを支える生活支援体制の充実が喫緊の課題となっているとともに、複雑化・多様化する住民ニーズや地域課題等に対して、生活支援コーディネーターに期待される役割は年々大きくなっている。

この事業では、圏域単位の意見交換等に、生活支援コーディネーター活動サポーター^{*}を派遣する経費を実施主体が負担することで、生活支援コーディネーターが地域活動を展開する上での難しさや悩み・実践等に対して具体的な助言等を受けられるよう支援する。

※ 活動サポーターは、研修講師等を行ったことのある中四国地方の現任の生活支援コーディネーター又は生活支援コーディネーターの経験のある者をいう。

2 実施主体

広島県地域包括ケア推進センター

3 実施内容

- (1) 二次保健医療圏域^{*1}単位等で実施する意見交換
- (2) 二次保健医療圏域単位等^{*2}で実施する研修会
- (3) 活動サポーターの勤務先へのOJT・視察研修（1回につき半日程度）
- (4) 生活支援体制整備事業に係る既存の取組・企画等への助言等
- (5) その他生活支援コーディネーターの資質の向上に資する事項

※1 二次保健医療圏域とは、広島、広島西、呉、広島中央、尾三、府中・福山、備北の7圏域をいう。

※2 二次保健医療圏域単位等とは、二次保健医療圏域単位、市町単位等とする。

4 実施

- (1) 市町生活支援体制整備担当課または生活支援コーディネーターは、3の実施内容のいずれか又は複数項目を希望する場合は、申込書(別紙様式1)^{*1}に必要事項を記入し、2の実施主体に提出^{*2}する。
- (2) 複数回実施する場合は、そのうちの活動サポーター1名分(上限3回まで)について対象とする。ただし、伴走支援を前提としているため、複数回実施の場合は、同一の活動サポーターであること。

5 経費

この事業に要する経費(活動サポーターの報償費・旅費及び賃借料)は、各回毎の実施報告書(別紙様式2)^{*3}の提出^{*4}に基づき、実施主体が予算の範囲内で負担する。

6 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

7 その他

- (1) 申込状況によっては希望に添いかねる場合があるため、事前に実施主体に確認すること。
- (2) 実施主体は活動サポーターを選任していないため、各圏域等の実情等に応じて申込主体が依頼をすること。

^{*1・*3} 2の実施主体ホームページ>各種研修情報>「令和7年度生活支援コーディネーター活動サポーター派遣」よりダウンロード可能 URL: https://chiikihoukatsucare.net/p02kensyu_kiji.php?id=171

^{*2・*4} 申込/報告用フォーム URL: <https://req.qubo.jp/hiroshima-houkatsukensyu/form/sCsuPp0rT>



いずれのURLにも
このQRコードより
アクセスできます